

鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等の特例に関する要綱

平成21年3月16日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年鳥取県後期高齢者医療広域連合規則第16号。以下「規則」という。）第31条の規定に基づき、職員の勤務時間等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員等)

第2条 この要綱の対象となる職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、特例の勤務時間等により勤務させることが適当と認められるものとする。

- (1) 公共交通機関を利用して通勤する場合において、運行時間等の理由により規則第2条に規定する勤務時間を変更する必要がある職員
- (2) 交通用具（自家用車）を利用して通勤する場合において、通勤距離が片道60キロメートル以上の職員

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、対象としないものとする。

- (1) 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を含む。）
- (2) 臨時的任用職員

(勤務時間等)

第3条 第1条の特例の適用を受ける職員の勤務時間等は、次の表に定めるとおりとする。

対象となる職員	区分	勤務時間
(1) 公共交通機関を利用して通勤する場合において、運行時間等の理由により規則第2条に規定する勤務時間を変更する必要があるもの	特例 A	午前8時45分から午後5時30分まで
	特例 B	午前9時から午後5時45分まで
(2) 交通用具（自家用車）を利用して通勤する場合において、通勤距離が片道60キロメートル以上のもの	特例 A	午前8時45分から午後5時30分まで

(承認期間)

第4条 勤務時間等の特例を承認する期間は、同一年度内における期間とする。

(申出)

第5条 職員は、勤務時間等の特例の適用を受けようとするとき、または適用を解除しようとするときは、あらかじめ勤務時間等変更事由申出書（様式第1号）に必要事項を記載し、任命権者に提出しなければならない。

(承認)

第6条 任命権者は、前条の規定による提出があったときは、職員からの申出事由に虚偽がないか、業務に支障はないか等を検討し、勤務時間等変更承認（却下）通知書（様式

第2号)により職員に通知しなければならない。

2 前項の承認を行うために必要があると認めるときは、申出用件の確認のため、証明書類の提出を求めることができる。

(状況の変更)

第7条 職員は、承認の要件が消滅した場合には、遅滞なく勤務時間等変更事由申出書により、任命権者に届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定による届け出を受けた場合は、当該事由が生じた日以後の勤務時間等の特例の承認を取り消すものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

勤務時間等変更事由申出書

年 月 日

鳥取県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 様

所属名 職名
氏名 ⑩

下記のとおり、勤務時間を変更したいので、鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等の特例に関する要綱第5条の規定により申し出ます。

記

1. 変更の内容

	区 分	勤 務 時 間
変 更 前		
変 更 後		

2. 変更する期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3. 変更の事由

4. 変更事由の事実発生日

年 月 日

勤務時間等変更 承認（却下）通知書

年 月 日

所属名 職名
氏 名 様

鳥取県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 ⑩

年 月 日付で申出のあった勤務機関等の変更申出については、下記のとおり取扱うことを通知します。

記

1. 決定内容

承認する

勤務時間 特例 A （午前8時45分から午後5時30分まで）
 特例 B （午前9時から午後5時45分まで）
 その他 （ ）

却下する

理 由 []

2. 決定日 年 月 日

3. 承認期間 年 月 日 から 年 月 日まで

* 承認の要件が消滅した場合には、速やかに申し出ること。